

平成 27 年度食品、添加物等の夏期一斉取締り等実施結果について

1 夏期一斉取締り

夏期に多発する食中毒等、食品による事故を防止するとともに、積極的に食品衛生を確保することを目的として、県内の食品等営業者に対する一斉監視等を行いました。

(1) 実施機関 平成 27 年 7 月 1 日～8 月 31 日

(2) 重点監視指導事項

- ア 生食用食肉等を取扱う施設等に対する監視指導
- イ 腸管出血性大腸菌、カンピロバクター等による食中毒防止対策
- ウ 食品等事業者へ HACCP に基づく衛生管理の導入を推進するための普及啓発
- エ アレルギー物質を含む食品に関する表示
- オ 機能性表示食品制度に係る監視指導
- カ アレルゲンを含む食品の表示に係る監視指導

【立入検査結果】

延べ 3,829 施設に対して立入検査を実施しました。

食品衛生法等の違反施設数は 5 施設あり、どちらも無許可営業でした。これらに対する措置として、営業の中止を指導しました。

業種		監視指導 延施設数	違反 施設数	違反の内容
食 品 衛 生 法 の 許 可 を 要 す る 業 種	飲食店営業	934	1	無許可営業1件
	菓子製造業	174		
	乳処理業	16		
	乳製品製造業	16		
	集乳業	3		
	魚介類販売業	212	1	
	魚介類せり売り営業	5		
	食品の冷凍または冷蔵業	12		
	かん詰またはびん詰食品製造業	17		
	喫茶店営業	80		
	あん類製造業	8		
	アイスクリーム類製造業	38		
	乳類販売業	263	1	
	食肉処理業	8		
	食肉販売業	222	1	
	食肉製品製造業	2		
	乳酸菌飲料製造業	8		
	食用油脂製造業	3		
	みそ製造業	8		
	醤油製造業	1		
	ソース類製造業	8		
	酒類製造業	1		
	豆腐製造業	6		
納豆製造業	2			
めん類製造業	39			
そうざい製造業	54			
添加物(規格あり)製造業	8			
清涼飲料水製造業	20			
氷雪販売業	3			
小 計		2,171	4	
食 品 衛 生 法 の 許 可 を 要 し な い 業 種	給食施設	58		無許可営業(条例)1件
	食品製造業	119		
	野菜果物販売業	186		
	そうざい販売業	219		
	菓子販売業	232		
	食品販売業	510	1	
	添加物の販売業	171		
	器具・容器包装、おもちゃの 製造業又は販売業	163		
小 計		1,658	1	
合 計		3,829	5	

## 【収去検査結果】

食品の検査は、599 検体を対象に規格基準等の検査を行いました。  
検査の結果、違反品は確認されませんでした。

品目	検体数			違反件数	違反の内容
	国産	輸入	合計		
魚介類	6	1	7		
卵及びその加工品	8		8		
乳	131		131		
乳製品及び乳類加工品	16		16		
アイスクリーム類・氷菓	39		39		
めん類	64		64		
菓子類	38		38		
(上記以外の)穀類加工品	5		5		
生鮮野菜及び果物	15	2	17		
野菜果物乾燥品及び加工品	14		14		
漬物	100	2	102		
(上記以外の)野菜・果物の加工品	5		5		
そうざい及びその半製品	43		43		
弁当	25		25		
冷凍食品	25	2	27		
清涼飲料水	18		18		
その他の食品	40		40		
合 計	592	7	599		

## 2 食品衛生月間

県民が健康で安心な食生活を営むことができるよう、8月を食品衛生月間として、食品等事業者及び消費者に対し、食品衛生思想の普及・啓発を図るとともに、食品の安全性に関する情報提供を行いました。

実施事項及び内容	実施回数	参加人数	備考
1 営業者及び消費者に対する講習会等			
(1) 食品等営業者	12	440	
(2) 給食施設	7	464	
(3) 消費者	2	35	
(4) その他の衛生講習会	2	105	
2 広報紙掲載による広報活動 (市町等広報誌への掲載)	10		
3 食品衛生指導員による巡回指導	141	379	
4 その他			
(1)巡回指導及び保健所等の窓口におけるパンフレット等の配布			
(2)テレビによる広報			
(3)メールマガジンによる広報			
(4)ホームページによる食中毒予防の啓発			
(5)県庁舎エレベーター内液晶モニターにおける広報			
(6)農政、消費者行政部局との合同表示監視			